



平成 19 年 5 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 栗本 鐵工 所
代表社名 代表取締役社長 横内 誠 三
(コード番号 5602 東・大証第 1 部)
問合せ先 CSR 推進室
法務部長 齊藤 弘 幸
(TEL 06-6538-7943)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 111 回定時株主総会に下記のとおり定款の変更に付いて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更案第 38 条 (社外監査役の責任免除) につきまして、社外より優秀な人材を招聘し、また社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(社外監査役の責任免除) 第 38 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u>
第 38 条から第 44 条 (条文省略)	第 39 条から第 45 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 19 年 6 月 27 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日 (予定) 平成 19 年 6 月 27 日 (水曜日)

以 上